

一般社団法人 岩手県公共嘱託登記司法書士協会

定 款

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人岩手県公共嘱託登記司法書士協会と称する。

(主たる事務所の所在地)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を岩手県盛岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 当法人は、社員である司法書士及び司法書士法人がその専門的能力を結合して、官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者（以下「官公署等」という。）による不動産の権利に関する登記の嘱託又は申請を適正かつ迅速に処理することにより、公共の利益となる事業の成果の速やかな安定を図り、登記に関する手続の円滑な実施に資し、もって登記の信頼性をたかめ国民の権利の保護に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 当法人は、前条の目的を達成するため、官公署等の嘱託を受けて、不動産の権利に関する登記につき、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 登記又は供託に関する手続きの代理
- (2) 法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的書類の作成
- (3) 法務局又は地方法務局の長に対する登記または供託に関する審査請求の手続きの代理

- (4) 裁判所若しくは検察庁に提出する書類の作成
- (5) 前各号に掲げる事務についての相談
- (6) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 当法人は、盛岡地方法務局の管轄区域内に事務所を有する司法書士及び司法書士法人（従たる事務所を含む）のうち、第6条により当法人の社員となった者で構成する。

(社員の資格の得喪)

第6条 当法人の社員となるには、理事会の定めるところにより申込みをし、承認を受けなければならない。

2 第5条の司法書士又は司法書士法人が社員になろうとするときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができない。

3 社員は、次に掲げる事由によりその資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 第5条に規定する資格を有しなくなったとき。
- (3) 社員の死亡又は司法書士法人が解散したとき。
- (4) 6か月以上会費を滞納し、催告期日に納入しないとき。
- (5) 除名されたとき。

(退社)

第7条 社員は、理事会の定めるところにより退会届を提出することにより、いつでも退社することができる。

2 前項の場合のほか、社員は次に掲げる事由によって退社する。

- (1) 司法書士会の退会
- (2) 総社員の同意
- (3) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (4) 死亡又は社員である団体の解散
- (5) 除名

3 社員の除名については、当法人の社員が法人の名誉を毀損し、又は当法人の目的に反するような行為をしたとき等正当な事由があるときに

限り、社員総会の特別決議により除名することができる。この場合は、除名した社員にその旨を通知することを要する。

(社員名簿)

第 8 条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所又は社員が当法人に通知した住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 当法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所又は社員が当法人に通知した住所にあてて行うものとする。

第 4 章 社員総会

(構成)

第 9 条 社員総会は、すべての社員で構成する。

(権限)

第 10 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの付属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項

(開催)

第 11 条 当法人の社員総会は、定時社員総会と臨時社員総会とする。

2 定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

(招集)

第 12 条 定時社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事の

過半数の決定により理事長がこれを招集する。

- 2 理事長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。
- 3 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、各社員に対して招集通知を発するものとする。
- 4 前項にかかわらず、社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。
- 5 総社員の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第13条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第14条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個の議決権を有する。

(決議の方法)

第15条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規程にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもっておこなう。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第16条 社員又はその法定代理人は、当法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成する。

2 議長及び出席理事が署名又は記名押印する。

第5章 役員

(役員設置)

第18条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上11人以内

(2) 監事 2名以内

2 当法人の理事及び監事は、当法人の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、総社員の過半数をもって、社員以外の者から選任することを妨げない。

3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

4 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 理事のうち1名を理事長、3名以内を副理事長、1名を専務理事、8名以内を常務理事とする

6 前項の理事長をもって一般社団及び一般財団に関する法律上の代表理事とし、副理事長、専務理事、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第19条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事、常務理事は、理事会の決議により理事の中から選定する

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長、専務理事及び常任理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事長及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第22条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了するときまでとする。
- 3 補欠又は増員により選任された監事の任期は、前任者又は現任者の任期の満了するときまでとする。
- 4 理事又は監事は、第18条の定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第23条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第24条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出したが記を報酬等として支給することができる。

第5章 理事会

(構成)

第25条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事及び常任理事の選定及び解職

(招集)

第27条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長が招集する。

3 理事長及び副理事長が欠けたとき又は理事長及び副理事長に事故若しくは支障があるときは、他の理事が招集する。

4 招集通知は、上記の順に従い、招集者が会日の5日前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

5 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第28条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、副会長が当たる。理事長及び副理事長に事故若しくは支障があるときは、他の理事がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第29条 理事会の決議は、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第30条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合にお

いて、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（職務の執行状況の報告）

第31条 理事長、副理事長、専務理事及び常任理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行状況を理事会に報告しなければならない。

（理事会議事録）

第32条 理事会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長（理事長に事故若しくは支障があるときは当該理事会の議長）及び監事がこれに署名又は記名押印する。

第6章 会計

（経費の負担）

第33条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に当てるため、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

（事業年度）

第34条 当法人の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

（事業計画及び収支予算）

第35条 当法人の、事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧の供するものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 当法人の、事業計画書及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、幹事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の規程により報告され又は承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧の供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に供え置き、一般の閲覧の供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金の処分制限)

第37条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、社員総会の決議により変更できる。

(解散)

第39条 当法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 存続期間の満了
- (3) 法人の合併
- (4) 社員が欠けたとき
- (5) 法人の破産手続開始決定
- (6) 解散を命ずる裁判
- (7) その他法令で定められた事由

(法人の継続)

第40条 前条第1号及び第2号の事由によって解散した場合においては、社員総会の決議をもって法人を継続することができる。

- 2 前条第4号の場合においては、理事会の承認による新たに社員を加入させて、法人を継続することができる。

(残余財産の帰属)

第41条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。

第8章 公告の方法

(公告方法)

第42条 当法人の公告は、事務所の掲示場に掲示する方法により行う。

第9章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第43条 当法人に、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事長が理事会に諮って委嘱する。
- 3 顧問及び相談役の任期は、委嘱した理事長の任期と同一とする。
- 4 顧問は、理事会から諮問された専門的な事項について参考意見を述べること。
- 5 相談役は、理事会から諮問された事項について参考意見を述べるこ

と。

6 相談役の報酬は、無償とする。

第10章 事務局

(設置)

第44条 当法人の庶務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局の職員は、理事会の了承を得て、理事長が任免する。

(帳簿及び書類)

第45条 事務局には、次の書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款及び規則
- (2) 社員名簿
- (3) 役員及び職員の名簿と履歴書
- (4) 許認可及び登記に関する書類
- (5) 社員総会及び理事会等の議事に関する書類
- (6) 契約書その他関係書類
- (7) 会計に関する帳簿及び証拠書類
- (8) 資産及び負債の状況を示す書類
- (9) その他必要とする書類

第11章 補則

(利益供与の禁止)

第46条 当法人は、この法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、当法人の役員若しくは社員又はこれらの者の親族等（租税特別措置法施行令第25条の17第6項1号に規定する親族等）に対し、施設の利用、金銭の貸付、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(規則への委任)

第47条 この定款の施行又は当法人の運営に必要な事項は、定款又は社員総会で定めるもののほか、理事会の決議を経て規則で定めることができる。

第12章 附 則

(最初の事業年度)

第48条 当法人の最初の事業年度は、当法人の設立の日から平成24年6月31日までとする。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第49条 社員の氏名又は名称及び住所は次のとおりである。

岩手県奥州市水沢区字里鎗47番地4	油 井 康
岩手県一関市山目字寺前22番地1	熊 谷 直 良
岩手県陸前高田市高田町字馬場前162番地	畠 山 芳 樹
岩手県花巻市若葉町一丁目10番23号	似 内 榮 孝
岩手県遠野市松崎町白岩17地割71番地6	畠 山 信 秀
岩手県宮古市西町二丁目5番33号	和野崎 勝 秀
岩手県九戸郡洋野町有家第1地割13番地4	野 里 壽 史
岩手県盛岡市西青山3丁目39番19号	亀 田 洋 吉
岩手県盛岡市青山4丁目22番10号	村 上 和 也

(設立時理事及び監事の氏名及び住所)

第50条 当法人の設立時代表理事及び理事並びに監事の氏名及び住所は次のとおりである。

設立時代表理事

岩手県奥州市水沢区字里鎗47番地4	油 井 康
-------------------	-------

設立時理事

岩手県陸前高田市高田町字馬場前162番地	畠 山 芳 樹
岩手県遠野市松崎町白岩17地割71番地6	畠 山 信 秀
岩手県宮古市西町二丁目5番33号	和野崎 勝 秀
岩手県九戸郡洋野町有家第1地割13番地4	野 里 壽 史
岩手県盛岡市西青山3丁目39番19号	亀 田 洋 吉
岩手県盛岡市青山4丁目22番10号	村 上 和 也

設立時監事

岩手県一関市山目字寺前22番地1	熊 谷 直 良
岩手県花巻市若葉町一丁目10番23号	似 内 榮 孝

(設立費用の清算)

第51条 設立時の費用については、法人成立後清算する。

(定款に定めのない事項)

第52条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。